

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市都市計画マスタープラン見直し(素案)修正案
1	P99	常磐道流山インターチェンジ南側江戸川沿いの約15ヘクタールの耕地	現計画では当地域が市民利用ゾーンとなった経緯は、市の担当者の方もご存じと思いますが、10数年前のクリーンセンター建設に伴う用地買収時に焼却場のダイオキシン問題が起こり、風評被害対策として、下花輪のこの地域に江戸川学園大学のキャンパスを誘致する提案が市からありました。このことから、平成17年に作成された都市計画マスタープランに流山インターチェンジ南側全体が市民利用ゾーンとして、位置付けされたものです。それが見直し後では江戸川沿いの耕地が農業系土地利用ゾーンに変更になっている。今回の方針図の見直しに当たって下花輪地区の地権者には、事前に意向を確認すべきです。下花輪地区の地権者の総意は、現計画の継続をお願いします。農業継続者が減少していく中で農地の保全を守っていくのは困難です。31年度に総合的に見直しをする時には、下花輪地元地権者には、事前に意向を確認して頂きたい。	市民利用ゾーンは現計画において、新川耕地有効活用計画(平成14年3月)の地域区分図に基づき新川耕地の方針図を定めており、今回の見直しにおいては、現在想定される事業について確認を行い、流山市農業振興基本指針(平成26年2月改訂)に基づいて新川耕地の方針図を定めたものです。 農業系土地利用ゾーンは流山市農業振興基本指針において、今後も良好な水稻生産に適している農地として、良好な生産環境が維持されているため、将来にわたって保全に努めることとしています。この流山市農業振興基本指針と、都市計画マスタープランの見直しにおける新川耕地の方針図の整合性を図るために、農業系土地利用ゾーンとしています。 次期都市計画マスタープランの策定に当たっては、適切に市民等の意見を求め、意見等を十分に考慮し、その反映に努めます。	無	
2	P97～98	第3節基本方針 2 地区ポテンシャルに適した機能の配置「(3)農業系土地利用ゾーン」の見直しについて	新川耕地西側地区においても、農業以外の土地利用が出来るよう検討して頂きたい。変更前まで、インター周辺は、産業系土地利用ゾーンと位置付けられています。また、「第1節 現況と課題、1休耕田の増加」の文中に記載されているように、西側地区においても高齢化や後継者不足といった問題もあります。流山市農業振興基本指針(平成26年2月)の「流山市農業生産動向アンケート」結果でも分かるように、高齢化や後継者不在、更に新川耕地における農地使用者においては、今後の経営規模について、「現状を維持する」よりも「自分の代で農業をやめたい」が上回るなど、消極的な意向が確認され、今後も不耕作地が増加する事が懸念されるとの報告がされています。上記内容をご理解頂き新川耕地西側地区においても、農地所有者の意向を踏まえ、農業以外の土地利用が出来るようお願いいたします。	新川耕地西側地区は、流山市農業振興基本指針(平成26年2月改訂)において、今後も良好な水稻生産に適している農地として、良好な生産環境が維持されているため、将来にわたって保全に努めることとしています。 不耕作地の増加への対応として、休耕中の農地所有者に対して、都市部の農業や農地の持つ機能について再認識を促すと同時に積極的に自らの再耕作を促します。再耕作が困難な場合は、農地として荒廃化が進行することのないように、除草等の適正管理の徹底について指導を行い、農用地利用集積制度の活用についての啓発に努めます。 この流山市農業振興基本指針と、今回の都市計画マスタープランの見直しにおける新川耕地の方針図の整合性を図るために、農業系土地利用ゾーンとしています。	無	
3	P95～98	第3編-第7章 新川耕地の方針	新川耕地の土地利用に関し、今上落河川の治水能力不足の問題が記載されています。今上落の流域面積は、新川耕地の他に住宅地域、開発地域を含む10.7km ² の広さとなっています。しかし、流域の開発により保水能力の低下、流下速度の上昇が起きており、豪雨時には今上落から江戸川への排水機能力では十分対応出来ず、低地住宅地が浸水する原因となっております。(排水機能力計*55,400 m ³ /時間は流域面積降雨量*5.2mm/時間に相当) 今上落の治水能力の改善なくして、新川耕地を開発した場合、集中豪雨時には想定外の被害被害が起きる恐れがあります。その対策としてはかなり大型の遊水地が必要になります。 1時間50mmの降水量に見合う治水対策では不十分な事は、昨今の国内の豪雨被害を見れば明らかです。新川耕地の土地利用には、開発と自然と治水の、3つの調和を図る事が重要です。 以上 参考: *排水機能力計55,400 m ³ /時間(流山排水機場 14.28m ³ /s +新川第二排水機場 1.1m ³ /s = 15.38 m ³ /s = 55,368 m ³ /hr) *降雨量5.2mm/時間に相当(降雨量5.2mm/時間×流域面積10.7km ² = 5.2×10 ⁻³ m/hr × 10.7×10 ⁶ m ² = 55.6×10 ³ m ³ /hr = 55,600 m ³ /hr)	新川耕地の開発にあつては、「流山市開発事業の許可基準等に関する」条例に基づき、排水施設(雨水貯留・雨水浸透)の設置が必要となります。 新川耕地では上記排水施設のほか、新川承水路流域の浸水対策として、別途調整池を設置する治水の計画を市が立案し、新川耕地を開発する場合は、別途この調整池の整備を行うよう指導し、冠水等の被害の低減に努めます。 調整池の整備方法も、多自然型を採用する計画を進めており、自然と共生するよう努めます。	無	